

## 1 この申告書の用途等

(1) この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。

なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

(2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）（本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等）所在地の県税事務所に1通を提出してください。

(3) 法第23条第1項第4号の2イ（1）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イ（1）の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

(4) 法第23条第1項第4号の2イ（2）又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ（2）の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。

(5) 法第23条の1第4号の2イ（3）又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ（3）の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

## 2 記載上の注意

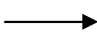
(1) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。

電子申告の場合、ご利用の税務ソフトによっては、入力可能となっており、半角英数以外の文字（スペース・ハイフン等）を入力した場合には、ポータルセンタにおいて、受付エラーとなりますので、ご注意ください。

(2) 金額の単位区分（けた）のある欄については、単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額になるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。

(3) 各欄中、「000」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。また、「00」とある欄については、その欄に記載する金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

## 3 各欄の記載のしかた

各欄の記載のしかた中  とされている欄（箇所）については、該当する場合のみ記載します。

I 一般的事項

欄	記載のしかた
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。
3 「所在地」	本店の所在地を記載します。 【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】県内に支店等のみを有する場合には、本県内の主たる支店等の所在地も併記してください。
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
5 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
6 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。
7 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>ア 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>イ 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第4条の7に規定する受託法人</p> <p>ウ 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその大法人による完全支配関係があることとなる法人</p> <p>法人税法第66条第6項に規定する大連算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。</p>
8 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。
9 「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） …法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） …令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 …地方税法施行令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の第6条の25第1号に定める金額</p>
10 「道府県民税事業税の特別法人事業税申告書」	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合 …「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合 …「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合 …「修正中間」又は「修正確定」（「この申告の基礎」欄も記載します。）</p>

II 法人県民税（法人税割・均等割）〔①欄～②欄〕

欄	記載のしかた
<p>※【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】①欄から④欄は、第10号様式へ記載します。（この申告書に記載する必要はありません。）</p> <p>【通算法人及び通算法人であった法人】①欄から④欄は、第6号様式別表1へ記載します。（この申告書に記載しないでください。）</p> <p>【本県内に恒久的施設を有する外国法人】①欄から①欄は、第6号様式別表1の2へ記載します。（この申告書に記載しないでください。）</p> <p>【連結法人及び連結法人であった法人】①欄から④欄は、第6号様式別表1の3へ記載します。（この申告書に記載しないでください。）</p>	
<p>1 「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」</p>	<p>法人税の申告書別表1の9欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7欄の金額）の合計額を記載します。</p>
<p>2 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②」</p>	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6(9)）の28欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年旧措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(14)）の11欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(16)）の14又は28の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6(19)）の25欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6(20)）の25欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(21)）の19欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(22)）の18欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(23)）の32欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 … 法人税の明細書（別表6(24)）の10欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(26)）の32欄</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(27)）の20欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） … 法人税の明細書（別表6(28)）の35欄の金額</p>
<p>3 「還付法人税額等の控除額 ③」</p>	<p>第6号様式別表2の5の④の「計」欄の金額を記載します。</p>
<p>4 「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」</p>	<p>法人税の申告書（別表20）の12欄の金額を記載します。（第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。）</p>
<p>5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」</p>	<p>①欄+②欄-③欄+④欄の計算結果を記載します。</p> <p>【通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人】</p> <p>…第10号様式の⑤欄の金額</p>

	<p>【通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）】 …第6号様式別表1の④欄の金額</p> <p>【連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）】 …第6号様式別表1の3の⑦欄の金額</p>
6 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑥」	<p>【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。</p>
7 「法人税割額 ( (⑤又は⑥) × 100 ) ⑦」	<p>⑤欄の金額に税率を乗じて計算します。 ※ 税率は9ページを参照してください。</p> <p>【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】⑥欄の金額に税率を乗じて計算します。</p>
8 「道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑧」	第7号の3様式の⑩欄の金額を記載します。
9 「税額控除超過額相当額の加算額 ⑨」	<p>第7号の2様式別表7（その1）の⑨欄の金額又は第7号の2様式別表7（その2）の⑨欄の金額を記載します。</p> <p>【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号の2様式別表7（その1）の⑩欄の本県分の金額又は第7号の2様式別表7（その2）の⑩欄の本県分の金額を記載します。</p>
10 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑩」	<p>第7号様式（その1）の⑧欄の金額又は第7号様式（その2）の⑨欄の金額を記載します。</p> <p>【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号様式（その1）の⑪欄の本県分の金額又は第7号様式（その2）の⑫欄の本県分の金額を記載します。</p>
11 「外国の法人税等の額の控除額 ⑪」	<p>第7号の2様式（その1）の⑬欄の金額又は第7号の2様式（その2）の⑭欄の金額を記載します。</p> <p>【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】第7号の2様式（その1）の⑮欄の本県分の金額又は第7号の2様式（その2）の⑯欄の本県分の金額を記載します。</p>
12 「仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫」	<p>法第53条第27項の規定により当期の法人税割額から控除される税額がある場合に、当該税額を記載します。</p> <p>この場合、記載する金額は、⑦欄－⑧欄＋⑨欄－⑩欄－⑪欄の金額を限度とします。</p>
13 「差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫ ⑬」	<p>⑦欄－⑧欄＋⑨欄－⑩欄－⑪欄－⑫欄の計算結果を記載します。</p> <p>【県内に恒久的施設を有する外国法人】第6号様式別表1の2の⑩欄の金額を記載してください。</p>
14 「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③欄の金額についても記載します。
15 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑮」	<p>「⑬欄の金額－⑭欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p> <p>なお、この申告書が修正申告書である場合には、確定申告書のこの欄に記載した金額を再掲してください。</p>
16 「この申告により納付すべき法人税割額⑬－⑭－⑮ ⑯」	⑬欄－⑭欄－⑮欄の計算結果を記載します。
17 「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑰」	<p>この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。</p>
18 「 円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	※ 税率は9ページを参照してください。
19 「既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲」	既に納付の確定した当期分の均等割額を記載します。
20 「この申告により納付すべき均等割額⑱－⑲ ⑳」	⑱欄－⑲欄の計算結果を記載します。
21 「この申告により納付すべき道府県民税額⑱＋⑲ ㉑」	<p>⑱欄＋⑲欄の計算結果を記載します。</p> <p>なお、⑱欄又は⑲欄に△印を付して記載した場合には、⑱欄又は⑲欄を零として計算します。</p>
22 「㉑のうち見込納付額 ㉒」	<p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>
23 「差引 ㉑－㉒ ㉓」	㉑欄－㉒欄の計算結果を記載します。

III 法人事業税・特別法人事業税〔㉘欄～㉙欄〕

欄	記載のしかた
1 「所得割」(㉘から㉚までの欄)	<p>(1) ㉘欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉘欄の金額を記載します。  <b>【本県内に恒久的施設を有する外国法人】</b> 法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉘欄に記載します。</p> <p>(2) ㉘欄から㉚欄までの各欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア <b>2以上の都道府県に事務所等を有する法人</b>          …第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、本県分の金額</p> <p>イ <b>一の都道府県にのみ事務所等を有する法人</b>          …㉘欄の金額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額</p> <p>※ 事業年度が1年に満たないときは、年400万円及び年800万円とあるのは、400万円及び800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額となります。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)          また、㉘欄及び㉚欄の計算において控除する、年400万円以下の金額及び年800万円以下の金額は、端数を切り捨てる前の金額となります。</p> <p>例 所得金額12,000,000円で事業年度の月数が5月の場合          ㉘欄 1,666,000 (=4,000,000×5÷12 (=1,666,666))          ㉚欄 1,666,000 (=8,000,000×5÷12 (=3,333,333) -1,666,666)          ㉙欄 8,666,000 (=12,000,000-3,333,333)</p> <p>ウ <b>特別法人</b>(法第72条の24の7第7項各号に規定する協同組合等)          所得金額が年400万円以下の場合…その金額を㉘欄へ記載します。          所得金額が年400万円を超える場合…㉘欄に400万円を、㉚欄に年400万円を超える金額を記載します。          なお、租税特別措置法第68条第1項又は令和2年旧措置法第68条第1項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定に該当する法人は、800万円とあるのを10億円と読み替えて記載します。</p> <p>(3) ㉚欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。          なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄のうち、本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 軽減税率が適用されない法人とは、事業年度の末日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
2 「付加価値割」(㉛及び㉜の欄)	<p>(1) ㉛欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉛欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉜欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉛欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は9ページを参照してください。</p>
3 「資本割」(㉞及び㉟の欄)	<p>(1) ㉞欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉞欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉟欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉞欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は9ページを参照してください。</p>
4 「収入割」(㊱及び㊲の欄)	<p>収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を行う法人のみが記載します。</p> <p>(1) ㊱欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(特定ガス供給業を除きます。)を行う法人…第6号様式別表6の㊱欄の金額</p> <p>イ 生命保険会社又は外国生命保険会社等…第6号様式別表7の㊱欄の金額</p> <p>ウ 損害保険会社又は外国損害保険会社等…第6号様式別表8の㊱欄の金額</p> <p>エ 少額短期保険業者…第6号様式別表8の㊱欄の金額</p> <p>オ 株式会社日本貿易保険…第6号様式別表8の㊱欄の金額</p> <p>(2) ㊲欄の課税標準の額は、次の法人の区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人…㊱欄の金額</p> <p>イ 2以上の都道府県に事務所等を有する法人…第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>

欄	記載のしかた
5 「所得割」(④及び④の欄)	<p>収入金額課税法人(法第72条の2第1項第3号ロに掲げる事業を行う法人をいいます。)のみが記載します。</p> <p>(1) ④欄は、第6号様式別表5の③⑥欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
6 「付加価値割」(④及び④の欄)	<p>収入金額課税法人(法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業を行う法人をいいます。)のみが記載します。</p> <p>(1) ④欄は、第6号様式別表5の2の①①欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
7 「資本割」(④及び④の欄)	<p>収入金額課税法人(法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業を行う法人をいいます。)のみが記載します。</p> <p>(1) ④欄は、第6号様式別表5の2の②⑤欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
8 「収入割」(④及び④の欄)	<p>収入金額課税法人(法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業を行う法人をいいます。)のみが記載します。</p> <p>(1) ④欄は、第6号様式別表6の①①欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」欄の本県分の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
9 「合計事業税額(③又は③)+③+③+③+④+④+④+④」	<p>軽減税率が適用される場合には③欄+③欄+③欄+③欄+④欄+④欄+④欄+④欄の計算結果を、軽減税率不適用の場合には③欄+③欄+③欄+③欄+④欄+④欄+④欄+④欄の計算結果を記載します。</p>
10 「事業税の特定寄附金税額控除額 ④」	<p>第7号の3様式の①①欄の金額を記載します。</p>
11 「仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑤」	<p>法第72条の24の10の規定により当期の事業税額から控除される税額がある場合に、当該税額を記載します。この場合、記載する金額は、④欄-④欄の金額を限度とします。</p>
12 「差引事業税額④-④-⑤」	<p>④欄-④欄-⑤欄の計算結果を記載します。</p> <p>なお、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>
13 「既に納付の確定した当期分の事業税額 ⑥」	<p>既に納付の確定した当期分の事業税額を記載します。</p>
14 「租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑦」	<p>「⑦欄の金額-⑦欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p> <p>なお、この申告書が修正申告書である場合には、確定申告書のこの欄に記載した金額を再掲してください。</p>
15 「この申告により納付すべき事業税額 ⑧-⑧-⑧ ⑨」及び「⑨の内訳」の各欄(⑨から⑨までの欄)	<p>⑧欄は、⑧欄-⑧欄-⑧欄の計算結果を記載し、⑧欄から⑧欄までは、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑧欄から⑧欄までに負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。</p>
16 「⑨のうち見込納付額 ⑩」	<p>⑩欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)若しくは第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用される場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>
17 「差引 ⑩-⑩ ⑪」	<p>⑪欄は、⑩欄-⑩欄の計算結果を記載します。</p>
18 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ⑫」(⑫の内訳)	<p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計 ⑫」又は「軽減税率不適用法人の金額 ⑫」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計 ⑫」又は「軽減税率不適用法人の金額 ⑫」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>
19 「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ⑬」(⑬の内訳)	<p>「課税標準」欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額 ⑬」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額 ⑬」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。</p> <p>※ 税率は10ページを参照してください。</p>

欄	記載のしかた
20「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑥」(⑧の内訳)	「課税標準」欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。 ※ 税率は10ページを参照してください。
21「合計特別法人事業税額(⑥+⑥+⑦)⑧」	⑥欄+⑥欄+⑦欄の計算結果を記載します。
22「仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額⑨」	当期の特別法人事業税額から控除される税額がある場合に、当該税額を記載します。 この場合、記載する金額は、⑧欄の金額を限度とします。
23「差引特別法人事業税額⑧ー⑨⑩」	⑧欄ー⑨欄の計算結果を記載します。
24「既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額⑪」	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額を記載します。
25「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額⑫」	「⑩欄の金額ー⑪欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
26「この申告により納付すべき特別法人事業税額⑩ー⑪ー⑫⑬」	⑩欄ー⑪欄ー⑫欄の計算結果を記載します。
27「⑬のうち見込納付額⑭」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
28「差引⑬ー⑭⑮」	⑬欄ー⑭欄の計算結果を記載します。

#### IV その他

欄	記載のしかた
1「法人税の所得金額又は個別所得金額⑯」	法人税の明細書(別表4)の52欄の所得金額又は欠損金額を記載します。 【連結申告法人】法人税の明細書(別表4の2付表)の55欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。
2「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑰」	【2以上の都道府県に事務所等を有する法人】修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑯、⑳及び㉑欄に記載した金額の合計額と同額になります。
3「還付請求」の「中間納付額⑱」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯欄又は㉒欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉓欄に記載した事業税額及び㉔欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。
4「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」	口座振込の方法により還付金の還付を希望する場合に、店舗名(例〇〇銀行〇〇支店)及び口座番号などを記載します。
5「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額)又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載します。
6「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を記載します。 【連結申告法人】当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)を記載します。
7「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第4項まで、第6項若しくは第7項まで(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)、法第72条の25第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。))又は令和2年旧法第72条の25第4項、第5項若しくは第7項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。))の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
8「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「法人税」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。))の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(法人税法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みま

	<p>す。)は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p><b>【連結申告法人】</b> 令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>
9「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人…「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人…「その他」</p>
10「翌期の中間申告の要否」	<p>当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>※翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。</p> <p><b>【連結申告法人】</b> 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p>
11「国外関連者の有無」	<p>外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>



＜愛知県における税率＞

I 法人県民税

(1) 均等割

区 分 (資本金等の額の判定は、算定期間の末日の現況によります。)	税率 (年額)		備考
	H21. 3. 31 までに開始した事業年度	H21. 4. 1 から R6. 3. 31 までに開始する事業年度	
資本金等の額が1,000万円以下の法人	20,000円	21,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金等の額より資本金の額及び資本準備金の額の合算額が大きい場合は、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」と読み替えます。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄に出資金の額を記載した場合で資本金等の額より出資金の額が大きいときは、「区分」において「資本金等の額」とあるのは「出資金の額」と読み替えます。</li> <li>平成21年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度の税率については、「あいち森と緑づくり税」として従前の均等割額の5%相当額が加算されています。</li> <li>事務所を有していた期間が1年に満たない場合、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てることとなります。</li> </ul>
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	52,500円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	136,500円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	567,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円	840,000円	
上記以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人等）及び人格のない社団又は財団で代表者等の定めのあるもの	20,000円	21,000円	

(2) 法人税割 (※ 法人課税信託の受託者に関する税率の適用は、管轄の県税事務所にお尋ねください。)

区分 (注)		税率 % (R7. 8. 31 までに終了する事業年度)	
		H26. 10. 1 から R1. 9. 30 までに開始する事業年度	R 1 . 1 0 . 1 以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円以下	法人税額が年1,500万円超	4.0	1.8
	法人税額が年1,500万円以下	3.2	1.0
資本金の額又は出資金の額が1億円超	—	4.0	1.8
保険業法に規定する相互会社	—	4.0	1.8

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 法人税額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (1,500万円)}}{\text{事業年度の月数}} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

II 法人事業税

(1) 外形標準課税対象法人 (地方税法第72条の2第1項第1号イに該当する法人。)

区分	税率 % (R7. 1. 31 までに終了する事業年度)		
	R1. 10. 1 以後に開始する事業年度	R4. 4. 1 以後に開始する事業年度	
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.514	1.216
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.865	
	所得のうち年800万円を超える金額	1.216	
	3県以上に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1.216	
付加価値割	1.2144		
資本割 (清算中の法人にあっては、資本割は課されません。)	0.506		

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.514%⇒0.4%、0.865%⇒0.7%、1.216%⇒1.0%」となります。(上記表中の期間に限ります。)

(2) 所得金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第1号口に該当する法人。）

区分（注）			所得割の税率 %（R7.1.31までに終了する事業年度）							
			H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度			R1.10.1以後に開始する事業年度				
資本金の額 又は 出資金の額	分割 県数	年所得	年 400 万円 以下の金額	年 400 万円 を 超 え 800 万 円 以下の金額	年 800 万円 を超える金額	年 400 万円 以下の金額	年 400 万円 を 超 え 800 万 円 以下の金額	年 800 万円 を超える金額		
普通法人	1,000万円未満	—	5,000万円超	3.55	5.319	6.988	3.65	5.519	7.288	
		—	5,000万円以下	3.40	5.10	6.70	3.50	5.30	7.00	
	1,000万円以上 1億円以下	3県以上	5,000万円超	6.988			7.288			
		—	5,000万円以下	6.70			7.00			
特別法人	1,000万円未満	—	5,000万円超	3.55		4.798		3.65	5.098	
		—	5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90		
	1,000万円以上	3県以上	5,000万円超	4.798			5.098			
		—	5,000万円以下	4.60			4.90			
—	3県未満	5,000万円超	3.55	4.798		3.65	5.098			
	—	5,000万円以下	3.40	4.60		3.50	4.90			

(注) 1 資本金の額又は出資金の額及び分割県数の判定は、事業年度終了の日の現況によります。ただし、平成22年10月1日以後解散した法人の資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上かどうかの判定は解散の日の現況によります。

2 年所得の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (5,000万円)}}{\text{事業年度の月数}} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

3 法人課税信託の受託者及び外形標準課税対象ではないが資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

(3) 収入金額課税法人①（地方税法第72条の2第1項第2号に該当する法人。電気供給業（(4)に該当する法人を除く）や導管ガス供給業（※）を行う法人等。）※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区分（注）	収入割の税率 %（R7.1.31までに終了する事業年度）		
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	H26.10.1からR1.9.30まで	0.90	R1.10.1以後に開始する事業年度
上記以外の法人	に開始する事業年度	0.939	1.0039

(注) 1 資本金の額又は出資金の額の判定は、事業年度終了の日の現況によります。

2 収入金額の判定は分割前の総額で行い、事業年度が1年に満たない場合は次により計算した金額によります。

$$\frac{\text{上記表中に記載された金額 (4億円)}}{\text{事業年度の月数}} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \quad (\text{この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。また、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。})$$

(4) 収入金額課税法人②（地方税法第72条の2第1項第3号に該当する法人。電気供給業を行う法人のうち、発電事業等、小売電気事業等、及び特定卸供給事業（※）を行う法人。）※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から

区分（注） （注は2（3）収入金額課税法人①と同じ）	ア. 資本金1億円以下の法人・特別法人		イ. 資本金1億円を超える法人		
	税率%	税率%	税率%	税率%	税率%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)	(R2.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度)
上記以外の法人	収入割	所得割	収入割	付加価値割	資本割
	0.75	1.85	0.789	0.37	0.15
	0.789				

(5) 収入金額課税法人③（地方税法第72条の2第1項第4号に該当する法人。特定ガス供給業を行う法人。）

区分	税率 %（R4.4.1以後に開始する事業年度でR7.1.31までに終了する事業年度）
収入割	0.519
付加価値割	0.77
資本割	0.32

※特別法人事業税を算出する際に適用する標準税率は、「0.519%⇒0.48%」となります。（上記表中の期間に限ります。）

Ⅲ 特別法人事業税

課税標準	区分	税率 %	課税標準	区分	税率 %
		R2.4.1以後に開始する事業年度			R2.4.1以後に開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税対象法人	260	基準法人 収入割額	2(3)に該当する法人	30
	特別法人	34.5		2(4)に該当する法人	40
	上記以外の法人	37		2(5)に該当する法人	62.5

※R1.9.30までに開始する事業年度に適用されていた「地方法人特別税」の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。